

企業と札幌市との協働促進業務 企画提案説明書

1 業務名

企業と札幌市との協働促進業務

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

3 予算上限額

3,971 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 業務委託期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 応募資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと

6 スケジュール

- (1) 公募開始 5 月 10 日（火）
- (2) 質問書提出期限 5 月 27 日（金）
- (3) 参加意向申出書、企画提案書提出期限 5 月 31 日（火）
- (4) 審査（プレゼンテーション） 6 月初旬を予定
※詳細は申込者に別途通知する
- (5) 結果通知 6 月中旬を予定

7 応募について

- (1) 提出書類 アは正本 1 部、イ～エは正本 1 部と副本 8 部を提出すること。

ア 参加意向申出書（様式 1）

イ 企画提案書

A 4 判（書式及び枚数は自由）とする。上記 2 の業務内容について仕様書を確認のうえ、記載すること。

また、本事業の実施あたって想定している組織体制図も添付すること。

ウ 参考見積書

A 4判（書式及び枚数は自由）とする。積算根拠が分かるように作成すること。ただし、見積額は企画書が選定された際の契約額を確定するものではない。

エ 法人概要書（様式2）

（2）提出期限

平成 28 年 5 月 31 日（火）17 時 00 分

（3）提出方法

平日の 9 時 00 分～17 時 00 分に（5）へ直接提出すること

（4）質問について

様式 3 により（5）へ電子メールで問い合わせること。

タイトルは、「企業と札幌市との協働促進業務 質問書」とすること。

質問の受付期限は平成 28 年 5 月 27 日（金）17 時 00 分とする。

質問への回答は、随時ホームページで公開するが、内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

（5）提出先・質問書送付先

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 13 階

E-mail shimin-support@city.sapporo.jp

8 企画提案の審査

（1）審査

企画提案は、書類審査及び下記のプレゼンテーションにより審査を行うこととし、札幌市の関係部局の職員、外部有識者からなる「企業と札幌市との協働促進業務企画競争実施委員会」において、下記（4）「審査基準」により総合的に審査する。なお、企画提案数が多数の場合は、委員による書類選考を行う場合がある。

（2）プレゼンテーション審査

プレゼンテーションは平成 28 年 6 月上旬を予定。

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大 2 名までとする。
- ・プレゼンテーションは 1 社約 20 分間（提案説明約 10 分、質疑約 10 分）を想定し、順次個別に行う。
- ・プレゼンテーションの実施概要については、別途応募者に通知する。

（3）選考結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

なお、応募者が 1 社の場合は、審査の結果、別に定める最低基準点を超えた場合にその者を契約候補者とする。

（4）審査基準

○企業と本市との協働について、現状及び課題を的確に捉えているか。

○提案内容全体として、新たな手法や、積極的な試みなど、業務目的を達成するのに効果的な提案がなされているか。

- 指針の検討手法は、様々な論議や事例を的確に反映することができるか。
- 事例調査により、有益な情報の収集が見込めるか。
- 指針の構成は、わかりやすく、見るものの興味を引くことができるか。
- 対象企業の募集・選定方法は適切であるか。また、企業とのネットワークを有するなど、対象企業を確保する確実性はあるか。
- 地域・社会貢献活動に至るまでのサポート体制は適切であるか。
- 情報発信は、多くの市民の興味を引く手法であるか。
- 実施体制、スケジュールが無理のないものとなっているか。
- 本事業の実施により、企業との協働が拡大する効果が見込まれるか。

9 契約

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定するものとする。

10 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。

11 問い合わせ先

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課 寺下

札幌市中央区北1条西2丁目 13階

TEL. 011-211-2964

FAX. 011-218-5156

E-mail shimin-support@city.sapporo.jp